平成２３年（フ）第１４６３号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目６番３号　グレーシー西田辺１階１Ｂ号
債務者　麻尾　一朗
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４９０号
大阪府枚方市交北２丁目51番９号
債務者　當眞　正衣
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５１４号
大阪府寝屋川市高柳２丁目29番17号
債務者　坂本　文代
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５５７号
大阪市福島区福島７丁目21番17―304号
債務者　山東　武宣
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７０５号
大阪市西成区橘３丁目７番20号　メゾンサティ橘103号
債務者　森　明
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８６９号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地16―305号
債務者　溝邉　俊子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９５９号
大阪市大正区泉尾７丁目12番１―1211号
債務者　坂本　誠
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９６２号
大阪府豊中市服部豊町１丁目７番９号
債務者　横濱　惠吉
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２００４号
大阪府東大阪市花園本町２丁目８番36号
債務者　山元九州男
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２３２号
大阪市此花区春日出南２丁目２番18―502号、事業所所在地大阪市此花区西九条３丁目４―64
債務者　カワコー鋼業社こと　宮岡　五男
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２３３号
大阪市此花区春日出南２丁目２番18―502号
債務者　宮岡とも子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２５９号
大阪市東淀川区豊里２丁目24番３号　石川マンション501号
債務者　寺本淳こと寺本樹生こと河部恭佑こと　クック　ベス　アン
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２６３号
大阪市北区大淀北２丁目２番48号
債務者　桑山　春恵（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２６５号
大阪府枚方市出屋敷元町１丁目45番５―305号
債務者　城山　光子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２７３号
大阪府池田市五月丘２丁目３番14―412号
債務者　阪口さとみ
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３２９号
大阪府高槻市牧田町14番87―406号
債務者　奥野　謡一
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４２３号
大阪市北区長柄東１丁目１番11―904号
債務者　芳岡　弘幸
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部